

堺市新事業チャレンジ支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請人

様

堺市長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市新事業チャレンジ 支援補助金
補助金交付額	円		
交付予定時期	金額一括 年 月		
※ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。			

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更（20 パーセント以内の流用増減を除く）又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、堺市新事業チャレンジ支援補助金変更（中止・廃止）届出書（様式第 8 号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則（平成 12 年規則第 97 号）の規定に従うこと。
- (5) 補助対象期間中に補助対象者の要件を満たさなくなったときは、事業計画の認定並びに補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- (6) 堺市新事業チャレンジ支援補助金実績報告書（様式第 10 号）を補助事業が完了した日、又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日から起算して 15 日以内に市長に提出すること。
- (7) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。